

平成24年度包括外部監査結果報告書に基づく措置状況

教育委員会の事務の執行及び所管の財政援助団体の管理運営について

ページ	項目	指摘事項（抜粋）	担当部署 （所管課）	措置状況・理由	対応 区分	調査 区分
P 65	1 学校給食運営事業 （4）給食費会計の決算報告について 保護者への決算報告を徹底すべきである。	各学校の行う学校給食費の会計については、給食費の滞納者がいる場合、その滞納分については、他の保護者によって負担されていることとなっている。しかしながら、給食費会計についての最も重要な利害関係者たる保護者に対して、決算報告がほとんど行われていないことは問題である。会計において「説明責任」を果たすことは重要な責務であり、保護者への決算報告を徹底すべきである。	保健体育課	各学校の行う学校給食費の会計については、教育委員会から各学校に対し、保護者への決算報告を行うよう、令和元年11月29日付けで「学校給食費会計の決算報告について」という通知文を出し、徹底を図っています。	措置済	
P 88	4 奨学金給付貸付事業 （1）管理・回収マニュアルについて 滞納債権について、一元的管理及び統一的な手続をすべきである。	実際には滞納金についての管理や回収が適切に行われているが、担当者の交代などにより、担当者と滞納者との従前のやりとり等の引き継ぎに漏れが生ずるおそれや、担当者ごとに督促や連帯保証人への請求のタイミングが異なる可能性も考えられるところである。よって、倉敷市の現在の滞納金の管理は、一元的管理がなされていない点において不十分なところがあるため、奨学金の管理について、①返還状況や滞納金額、滞納期間、滞納理由等について、一元的管理を行い、②滞納金の督促マニュアルを制定し、統一的な手続を取るべきである。	学事課	①滞納者管理については、平成25年度から返還状況や滞納金額等を一元的に管理する奨学金貸付返還管理簿を作成し、滞納者別に一元管理しています。 ②督促マニュアルについて、奨学金返還滞納督促マニュアルを作成しました。指摘にある担当者による請求のタイミングを統一するため、滞納発生後からの対応の流れをスケジュール化しました。また、実務上必要と思われる事柄も掲載し、担当者間の引継ぎに使用できるようにしました。今後は随時内容を更新し、より実務に役立つマニュアルとなるよう改善していきます。	措置済	

（公表日：令和2年12月25日 通知日：令和2年12月1日 倉市教教企第49号）